

○ 議場見学に関する要領

(令和8年3月27日議長決裁)

(趣 旨)

第1条 この要領は、福島市議会議場見学に関し必要な事項を定めるものとする。

(見学日時)

第2条 見学日は、福島市の休日を定める条例(平成4年条例第30号)に規定する市の休日及び本会議の開議の1週間前から散会までの期間を除く月曜日から金曜日までとし、見学時間は午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認める場合は、見学日又は見学時間を変更することができるものとする。

(申し込み)

第3条 申込者は、希望する日の2週間前までに議会事務局へ議場見学申込書で申し込むものとする。

(遵守事項)

第4条 見学者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 傍聴席から見学を行うこと
- (2) 危険物を持ち込まないこと
- (3) 飲食または喫煙をしないこと
- (4) その他見学については議会事務局職員の指示に従うこと

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は議長が定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

議 場 見 学 申 込 書

年 月 日

議場見学をしたいので、下記のとおり申込みします。

団 体 名 (個人の場合は記入不用)	
代 表 者 名 (個人の場合は氏名)	
住 所	
電 話 番 号	
見 学 希 望 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
参 加 人 数	人
備 考	

※議会事務局へ電話で申込後、本申請書をメール又はFAXにより送信してください。

【申込先】 福島市議会事務局 議会総務課
電話番号 024-525-3775
F A X 024-534-2520
Eメール gi-soumu@city.fukushima.fukushima.jp